

令和 7 年度食品ロス削減にかかる
W e b サイト「奈良コレ」へのマッチング機能追加事業 業務説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度食品ロス削減にかかる W e b サイト「奈良コレ」へのマッチング機能追加事業
委託業務

(2) 適用範囲

本業務説明書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託業者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和 7 年度食品ロス削減にかかる W e b サイト「奈良コレ」へのマッチング機能追加事業委託業務（以下「本業務」という。）について必要事項を示したものである。

(3) 業務の目的

奈良の食材や特産品を紹介するウェブサイト「奈良コレ」の派生サイト上で、農産物直売所や企業等の未利用農作物や加工品等を提供できる事業者（以下「提供者」という。）とこども食堂等の提供を希望する団体（以下「受取者」という。）をクローズページにてマッチングし、実施時期や提供する農作物等の量、種類などをリアルタイムで調整することで、まだ食べることのできる未利用農産物等の活用を促進し、食品ロスを削減するシステムを構築する。

(4) 委託上限金額

4,455 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施。
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、「提案」を通して参加者の調査・企画力について評価し委託業者を選定するものであり、業務内容を必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

(6) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(7) 業務内容

- 1) 「奈良コレ」の派生サイト上で提供者と受取者がマッチングできるシステムの設計・開発
- ・食品ロス削減を目的とし、クローズページ上で未利用農産物を提供する提供者（農産物直売所）と提供を希望する受取者（こども食堂）のマッチングができるシステムを「奈良コレ」の派生サイトとして追加し、試験運用する。
- ・提供者は提供者側のページのみ、受取者は受取者側のページのみアクセスできるように制限すること。
- ・受取者が取引終了後、取引実績を登録し、登録したものを提供者と甲が確認できるようにすること。
- ・操作が簡易なシステムで、操作手順が最小限に済むシステムを提案し、実施すること。
- ・提供者、受取者双方がシステムを利用するメリットを示し、利用者が増加、拡大する取組を提案し、実施すること。
- ・利用者がシステムからの通知を受取りやすく、手間なく情報を入手できるシステムを提案し、実施すること。
- ・次年度以降、農産物直売所だけでなく様々な事業者が提供者となれるよう、利用者が拡大し

ていくための将来の展望を踏まえたシステムを提案し、実施すること。

※「奈良コレ」から本マッチング機能へのリンクは、別途県が「奈良コレ」の運用・保守を委託している事業者が行う。

2) 提供者、受取者向けの「奈良コレ」派生サイト上でのマッチングシステム利用登録システムの設計・開発

- ・「奈良コレ」派生サイト上での未利用農産物のマッチングを利用する提供者、受取者の情報を、利用者が自ら登録し、甲が承認の上で乙が「奈良コレ」に登録し、ID、パスワードを配布すること。

3) その他

①操作マニュアルの作成および操作研修の実施

- ・当該ページの担当職員（県職員）向け編集・更新マニュアルを作成すること。
- ・作成したマニュアルに基づき、操作担当者へ研修を行うこと。
- ・提供者、受取者向け利用登録、マッチング実施マニュアルを作成すること。

②打合せ協議等の実施

- ・甲と乙は必要に応じて打合せ協議を実施すること。

③ユーザー獲得のための広報

- ・チラシの作成、配布
- ・奈良コレに登録済みの提供者への広報
- ・奈良コレに未登録の提供者への広報

④業務完了報告書の作成

(8) 全体スケジュール（予定）

事業	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度食品ロス削減にかかるWebサイト「奈良コレ」へのマッチング機能追加事業	・マッチングシステムの設計・開発 ・利用登録システムの設計・開発 ・操作マニュアル、マッチングシステム利用マニュアルの作成							
			・県内直売所、こども食堂等への広報					
				・利用者の登録手続き ・操作研修・対応 ・マッチングシステム認知度向上や登録数増加に繋がる取組				
						・試験運用の実施		
		・打合せ協議等の実施（随時）						
							・業務完了報告書の作成（2月27日㍻）	

(9) マッチング機能の追加・運用・管理にあたっての留意事項

①ページ追加

- ・Webサイトは、現在の「奈良コレ」の基本デザインを引き継ぎ、ページ追加にあたって、

ユーザー体験（ユーザーが感じる使いやすさ、感動、印象等）を損なわないようなページとすること。

- ・Webサイトのデザインはgoogleが提唱する「マテリアルデザイン」のガイドラインを参照すること。
- ・Webサイトは、デスクトップ端末やタブレット端末、モバイル端末でも快適に利用できるようにレスポンス対応（ユーザーが使用するデバイスにWebサイトのデザインやレイアウトを最適化）すること。なお、レイアウトや操作方法等（ユーザーインターフェース）についてはモバイル端末による利用を第一に考え開発すること。
- ・デジタル庁が発行する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」および、「奈良県ウェブアクセシビリティガイドライン」に準拠すること。

②運用

■分析・SEO対策（検索エンジンの検索結果でWebサイトが上位にくる対策）

- ・googleアナリティクス等のアクセス解析ツールを用いてアクセス解析を行うこと。
- ・解析結果を用いてアクセス数の向上を図るためのサイトの最適化を行うこと。
- ・Webサイト上のタグの設定を調整する等、検索エンジンでの検索が容易になるよう適切なSEO対策を行うこと。目安として、「lighthouse」（Webサイト監査ツール）によるSEOスコアが90程度となるような環境を整えること。
- ・範囲に既存の「奈良コレ」は含めない。

■保守管理

- ・運営に必要なサーバー（容量その他システム運営に必要なスペックを考慮したものとする。）を調達し、必要な初期設定を行うこと。また、そのサーバーについて適切な保守管理を行い、コンピュータ機器、その他作業に要する物品等を自己の責任において確保すること。
- ・SSL証明書取得にかかる費用は乙が負担すること。
- ・Webサイトに障害等が発生した場合は、迅速に対応できる業務遂行体制を構築すること。
- ・ウィルス感染やシステムの不正アクセス、個人情報等の漏洩が生じないよう、セキュリティ対策を実施すること。
- ・使用するオープンソースソフトウェアのバージョン（プラグイン含む）については、セキュリティ能力等を勘定した上、最終版を基本とし、セキュリティが保たれるように適宜アップデートするものとする。
- ・開発等については、乙で開発環境を用意すること。
- ・本業務完了後においてもWebサイトを移行する場合は、ドメインやサーバー、Webサイトデータの移行に協力すること。

■別記1「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。

■当該Webサイトは甲も編集できるようにIDやログインパスワードを配布すること。

(10) 業務の進捗管理

- ・乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効果的に業務をすすめること。
- ・適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度甲と協議の上、処理すること。
- ・乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な書類を提出するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

(11) 成果品

- 1) 成果品は次のとおりとし、成果品の著作権は甲に帰属する。

①業務完了報告書

②Webサイトデータ 一式

※次年度の受託事業者による当該システム稼働に必要な全てのファイル・データを納

品すること。なお、成果品は提供者・利用者により登録された情報、画像ファイル等の他、システムカスタマイズ部分、DB構造、プラグイン情報を含む。また、登録店舗のログインID、ログインパスワード、その他登録施設情報についてはCSVにて納品すること。

③上記すべての電子データ一式 CD又はDVD 2枚

※①については、書面でも提出すること。

2) 納期

令和8年2月27日(金)

3) 納品場所

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課(奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎5階)

TEL: 0742-27-5424 FAX: 0742-26-6211

(12) 貸与資料

調査データを含む甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

(13) 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

(14) 撮影許可及び掲載許可申請、著作物の手続き

- ①本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則的に、乙において対応するものとする。
- ②乙は、本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。

(15) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- ①成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- ②甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- ③乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(16) その他事項

- ①報告書の詳細は甲と協議の上で決定すること。
- ②甲が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- ③本業務説明書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。また、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度協議を行うこと。
- ④本業務を実施するにあたり、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - (イ) 受託者は、奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、別記3「公契約条例に関する遵守事項」を遵守するものとする。
 - (ウ) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (a) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

- (b)健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (c)厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (d)雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- (e)労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- (f)その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護に関する法律施行条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこと。
- (エ)本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

別記 1

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか等）

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないか十分に確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1章 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3章 乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4章 乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5章 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6章 乙は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7章 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集した個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8章 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9章 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10章 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11章 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12章 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 3

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。